

夕張市

奨学金返還

支援制度

を活用しませんか？

市外就労でも
対象に！

補助額

年額
24万円
上限

夕張市内に居住・就労で

最大5年間で120万円補助

制度利用希望者 募集中！

補助対象者

- ① 夕張市の住民基本台帳に記録されている方
- ② 夕張市又は他自治体の事業所等で正規雇用として勤務し、令和5年4月1日以降に夕張市に転入した方、又は既に夕張市に居住しており、令和4年度以降に大学等を卒業し、事業所等で正規雇用として勤務する方
- ③ 夕張市又は他自治体の事業所等に5年以上継続して勤務する見込みがあり、かつ夕張市に5年以上定住する見込みがある方
- ④ 大学等を卒業後、在学期間中に奨学金の貸付を受けてその返還を行っている方、又は返還を行う予定の方
- ⑤ 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない方
- ⑥ 市税を滞納していない方

※1:【事業所等】国家公務員及び地方公務員は補助対象外 ※2:【事業所等】個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有するもの ※3:【大学等】学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校 ※4:【正規雇用】社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等(例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無)を総合的に勘案して正規雇用と判断されるもの ※5:【奨学金】独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)、その他市長が認める奨学金が対象

詳しくは
こちら！

お問合せ 夕張市地域振興課



夕張市

☎ 0123-52-3141
✉ ybrkai@city.yubari.lg.jp

〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目2番地

夕張市奨学金返還支援



夕張市奨学金返還支援制度

補助金の額

補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額(夕張市内で就労する場合は月額2万円、他自治体で就労する場合は月額1万円を上限)とします。

補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

交付対象期間

市内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内とし、初年度申請した日から起算して5年間(60箇月)を上限とします。

応募から給付までの流れ

毎年度申請が必要です。

補助金交付申請

補助申請書提出

4月1日～

次の必要書類を揃え、夕張市役所に提出してください。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 雇用証明書(様式第2号)
- ③ 住民票の写し
- ④ 償還予定表など、申請年度内の返還金額が分かる書類
- ⑤ 卒業証明書、卒業証書の写しなど卒業(修了)が確認できる書類

※⑤は、2回目以降の申請時は省略

受付・審査・通知

内容を審査し、交付または不交付決定を書面で通知します。

補助金実績報告

実績報告書提出

3月31日まで

次の必要書類を揃え、夕張市役所に提出してください。

- ① 補助金実績報告書(様式第5号)
 - ② 償還証明書、引き落とし先口座の通帳の写しなど、返還の事実が分かる書類
- ※ 提出期限は3月31日までとなっていますが、3月分の償還が終わりましたら、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

審査・受理・通知

内容を審査し、受理されれば補助金額の確定を書面で通知します。

補助金請求

請求書提出

額の確定後速やかに

補助金請求書(様式第6号)を夕張市役所に提出してください。

補助金交付

補助金は、請求書の提出から3週間程度で指定口座へ振り込みます。

補助金の返還条件にご注意ください!

補助金の交付について、不正や違反があった時には、補助金の返還が必要になります。

詳しくはこちら!

お問合せ

夕張市地域振興課



夕張市



0123-52-3141

〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目2番地



ybrkai@city.yubari.lg.jp

夕張市奨学金返還支援

